

第10条 手数料

(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数（日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額）
 - (2) 第2条第3号に規定する情報が記録された規則で定める記録媒体について開示を受けるもの 当該記録媒体の種類に応じ、同条第4号に規定する規則で定める方法ごとに190円を超えない範囲で規則で定める額
- 2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付したものが、そのものの責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る公文書の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

[趣旨]

- 1 本条は、請求公文書の開示に係る手数料を定めたものである。
- 2 情報公開は、労力と費用がかかるものであり、地方公共団体の事務として、特定の者が利益を受けるのであれば、受益者負担の原則に立って、その費用を徴することは当然のことである。この場合、その額については、制度が広く利用されるよう配慮する必要があることから、事務に要する実費や他の都道府県の状況等を勘案して定められたものである。
- 3 第1項の「規則で定める額」は、施行規則第14条による。（〔施行規則（抜粋）〕参照）
- 4 開示に係る手数料については、制度が広く利用されるよう配慮しつつ、受益者負担の原則に立って、その開示に要する費用や各都道府県の取扱い、他の媒体に係る開示手数料との均衡等を勘案して定められたものである。
- 5 第2項は、請求者の責めに帰すことができない理由により、開示の決定に係る公文書の開示を受けることができない場合等に手数料を還付するための規定である。具体的には、公文書の開示を請求した者が、開示の決定の通知を受けて、これに係る手数料を納付し、その後、第三者から当該開示決定について不服申立てがなされ、開示の決定を取り消す旨の決定（裁決）がなされた場合が想定される。
- 6 第3項は、経済的困難その他特別の理由がある場合に、代理請求に該当しないか等個々具体的に判断し、減免する合理的な理由があると判断される場合について減免することとするものである。

なお、請求が公益目的であるとの理由による減免については、情報公開制度が請求の目的を問わないものであることから、「その他特別の理由がある場合」に含まれず、認められない。また、公益の概念は相対的であり、減免に係る客観的な判断基準を設定することも困難であるとされている。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 第3項の「経済的困難その他特別の理由がある」に該当すると考えられる例

- ・生活保護法により保護を受けている場合
 - ・災害等不時の事故により、生活が困難になった場合
- 2 経済的減免の問題点として、資力がないと認定された者に代理して請求させれば、手数料を納付しなくとも情報を得ることができる点や経済的困難者であればいかなる量の情報でも減免され得るかという点があるため、減免を行うか否かは実施機関の合理的な裁量に委ねられているものである。

[施行規則（抜粋）]

（手数料の額）

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める写しは、複写機によりカラーで複写したものとし、同号に規定する規則で定める額は、50円とする。

2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる方法とし、同号に規定する規則で定める額は、同表の左欄に掲げる方法の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

方 法	額
(1) 第2条第2項第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したものの写しの交付	交付する写しの枚数（日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第4号及び第5号において同じ。） 1枚につき10円
(2) 第2条第2項第2号に規定する録音テープに記録されている情報を同号ロに規定する録音カセットテープに複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
(3) 第2条第2項第3号に規定するビデオテープに記録されている情報を同号ロに規定するビデオカセットテープに複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
(4) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写し（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
(5) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報をカラーで用紙に出力したもの又はその写しの交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
(6) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
(7) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
(8) 第2条第2項第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円